○総務省告示第三百二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、ラブ＆スマイル党から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、令和六年総務省告示第三百二十五号（政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和七年九月二十六日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
㈡　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）	㈡　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
［略］	［同上］
㈥　国会議員関係政治団体以外の政治団体	㈥　国会議員関係政治団体以外の政治団体
政治団体の名称　代表者の氏名　会計責任者の氏名　主たる事務所の所在地　届出年月日	政治団体の名称　代表者の氏名　会計責任者の氏名　主たる事務所の所在地　届出年月日
［略］	［同上］
ラブ＆スマイル党　後藤　輝樹　後藤　輝樹　東京都葛飾区高砂五―五三―一　六、七、二九	ラブ＆スマイル党　後藤　輝樹　後藤　輝樹　神奈川県足柄下郡湯河原町土肥一―一〇―二　六、七、二九
［略］	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○国土交通省告示第八百九十七号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第八条、第十一条第一項、第十七条第一項、第十七条の二第五項、第三十一条第三項、第三十二条第三項、第六項及び第九項、第四十六条第二項、第四十八条の二第二項、第五十八条、第六十五条の二並びに第六十七条の二、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第五条第一項、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十六条第七項第三号並びに道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）別表第一備考第一号イ（同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び別表第二備考第一号イの規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年九月二十六日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　坂井　学

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示

（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
（定義等）	
第２条　（略）	
２　この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。	
略語	意味
（略）	（略）
協定規則第13号	協定規則第13号第15改訂版
（略）	（略）
協定規則第39号	協定規則第39号第２改訂版
（略）	（略）
協定規則第48号	協定規則第48号第９改訂版補足改訂版

改正前	
（定義等）	
第２条　（略）	
２　この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。	
略語	意味
（略）	（略）
協定規則第13号	協定規則第13号第14改訂版
（略）	（略）
協定規則第39号	協定規則第39号改訂版補足第２改訂版
（略）	（略）
協定規則第48号	協定規則第48号第９改訂版